

論点案(たたき台)

■総論

- 我が国の文化芸術の強みは、独自の文化的な土壌の中で、多様な芸術家が独創的なアイデアに基づいて自由に創造し、それが独特の世界観と高い質を持っている点。
- 上記強みを発展・継承していくためには、我が国の文化芸術が才能豊かな人材を惹きつける魅力的な場として存在しつづけることが何よりも重要。
- この観点からは、創作を支えるスタッフ等を含めた芸術家等が尊厳をもって活動に従事できる環境を整備していくことが必要。
- こうした環境整備を、文化芸術の自主性に十分尊重して推進するためには、文化芸術の各分野において芸術家等の諸活動を支え、個々の芸術家等を超えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の存在と役割も重要。
- 既に一部の団体においては、各種情報の周知や研修会、芸術家等個人が直面する課題への相談や解決の援助といった独自の取組が行われているところであるが、広く文化芸術界において、持続可能な文化芸術活動の活性化という点も考慮して各団体が主体的かつ自律的に芸術家等個人の課題に対応する取組を進めることが必要。
- これは、文化芸術団体が「自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努め」ることとされている文化芸術基本法（第5条の2）の趣旨にもかなうもの。
- また、官民をあげて文化投資拡充への気運が高まる中、文化芸術団体が芸術家等の尊厳ある創造活動の環境整備に資する取組を進めることは、国民一般やステークホルダーからの社会的信頼を高めるうえでも非常に重要。
- なお、魅力ある創造環境の整備に当たっては、文化芸術活動における契約関係の適正化や芸術家等への相応な利益還元などを図ることも重要であるところ、経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）において「コンテンツ産業のクリエイターが安心して持続的に働けるよう、制作現場の労働環境や賃金の支払の面での環境整備を進める。公正取引委員会等の関係省庁が連携し、クリエイターに係る取引適正化に向け、2024年内を目途に、音楽・放送番組の分野における実演家と事務所との間の取引等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、取引適正化指針作成に着手する。」との記載が盛り込まれたところであり、こうした取組との連携も念頭に置くことが必要。

- 以上を踏まえ、文化芸術団体に求められる機能や団体が主体的に取り組むべき事項、それらの実行にあたって文化庁が取るべき方策等を整理する。

なお、本資料における点線枠囲み部分は、委員からの主な意見を論点ごとに並べたものである。

【取組の意義に関するご意見】

（取組の必要性について）

- ・報道されるような一部の極端な事例を捉えて、それが文化芸術の世界の全体で起こっているかのような議論にならないように注意が必要だが、逆にそのように見なされないように、文化芸術団体として諸課題にしっかり対応している姿勢を見せていくことは重要である。

（時代の変化への対応について）

- ・これまで「部分社会」として許容されてきた部分が、現代においては徐々に通じなくなってきていると思われる。
- ・働き方の変革等現代的な対応が求められる中で、特定の文化芸術分野だけが別世界ということは難しいのではないか。

（人材獲得の観点について）

- ・文化芸術の側が優秀な人材を獲得するという観点からも、ハラスメント対応を含めた体制整備は重要。
- ・これまでのやり方を全部否定はできないが、ある程度は今のやり方を取り入れていかないと、後継者が入ってこない、入ってもすぐやめていくということになってしまうのが現状ではないか。

（創造活動とのバランスについて）

- ・あまり細かいところまで厳密にやりすぎても、文化芸術の現場における自由や創造性がなくなり、本末転倒になってしまうので、慎重な検討が必要。
- ・様々な文化芸術関係者がいるが、個々人の普通の生活は法律に照らして守られる必要がある。一方で、芸を追求するときに現代的な基準との摩擦から発生する問題をどのように調整していくのかは非常に難しい課題。

（公的助成を受けることについて）

- ・公的な助成金を受けていたり、公益法人であったりする以上、コンプライアンスを含めて活動を適正化することや世間に対する説明責任を果たすことは必要といえる。

（文化庁の取組の必要性について）

- ・現場で問題意識を持っていても、当事者として声を上げにくい、理解されないということもあるので、文化庁が発信をすることは重要。

■各論

1. 芸術家等個人の尊厳ある創造環境の向上ために文化芸術団体に求められる機能等について

(1) 対応すべき課題

- ①ハラスメント等の個人の尊厳に直接関わる課題
- ②芸術家としての資格や地位に係る内部統制に関する課題
- ③芸術家等の活動の場に係る不合理な制約等の創造活動の自由に関する課題
- ④業務時間や休業日、安全衛生等の就業環境に関する課題
- ⑤報酬や権利関係を含む契約等の活動基盤に関する課題

【対応すべき課題に関するご意見】

(課題設定について)

- ・文化芸術には一般社会と異なる特性や多様性が存在するため、それらを一括りにして一律の基準を当てはめることには慎重であるべきだが、これらの課題への対応はいずれも重要なものと考えられる。

(団体の内部ルールや慣習について)

- ・団体内部での地位に関する内部統制のルールについて、抽象的な内容しか決まっていないところもあるが、そのこと自体が優越的地位の濫用でありハラスメントと言える可能性もある。
- ・師匠と弟子の関係については、弟子の側から頼まれて師弟関係となり、特別に金銭を取ることなく諸芸を身につけさせたり、場合によっては生活面の面倒も見たりしているのであれば、破門などの裁量は師匠の側にあっても問題ないとも考えられるのではないか。

(業務時間等について)

- ・芸術家には自己研鑽の時間も必要であるが、業務としての文化芸術活動と連続している部分もあり、どの部分で切り分けられるのかが難しい。
- ・ベテランの世代には、今の時代にアップデートできていない層がいるのは事実。他方、これまでの形態を全て変えることが正しいわけではない。朝から晩まで舞台に張り付いて先輩の芸を勉強したり、関係者に顔を覚えてもらうといったことも重要。

(法制度に対する認識について)

- ・文化芸術関係者の中には、世の中で求められている働き方改革やフリーランス法等を知らず、自分達が法制度を守れていない状態であることをそもそも認識していないということもあるのではないか。

(2) 文化芸術活動に係る法的な整理

上記の課題への対応を考えるに際して、個々の芸術家等の活動がどのような法律関係として位置づけられるかを整理し、可視化。

(3) 団体に求められる機能や取組

- ① 諸課題に対する団体内部での対処方針・考え方の策定・明示
- ② 団体内部の慣習的ルール of 明文化・客観化
- ③ 相談窓口等の対応スキームの整備
- ④ 組織的な対応を可能とする体制整備（担当役員・担当部署の明確化等）
- ⑤ 外部専門家との連携体制の構築
- ⑥ 研修会等の実施による普及・啓発

【団体に求められる機能や取組に関するご意見】

（団体としての対処方針等の明確化について）

- ・ 団体のトップがリーダーシップを持って姿勢を示していくことが重要。

（慣習的ルールの明文化について）

- ・ 団体内部での地位に関する内部統制のルールについて、抽象的な内容しか決まっていないところもあるが、そのこと自体が優越的地位の濫用でありハラスメントと言える可能性もある。こういった内容を団体内部で明文化としていくことが重要ではないか。
- ・ 暴力やハラスメント対策はともかくとして、伝統芸能の世界では不文律で現実に活動している部分も多く、慣習の明文化のハードルは高いのではないか。

（組織的対応に係る課題について）

- ・ 各種の相談に十分応えようとすると、外部専門家への依頼費用や事務局の負担が重く、継続的な活動ができるか心配。

（外部専門家との連携体制に係る課題について）

- ・ 連携体制があるにもかかわらず、団体内部で解決できると担当者が判断して外部の専門家に相談しないような事例も存在する。

2. 1. の内容の実行にあたって文化庁がとるべき方策

- ①求められる組織体制等に関する参照指針の作成・提示
- ②文化庁からの公的資金を受給する際のチェックリストの作成・提示
- ③文化庁における相談窓口の機能拡充
- ④外部専門家等と文化芸術団体のマッチングスキームの構築

3. その他

- ①対象となる文化芸術団体の分野・範囲
- ②分野・団体の特性・規模に係る考慮